

インフルエンサー活用プロモーション業務委託仕様書

1 業務名

インフルエンサー活用プロモーション業務委託

2 目的

本業務は、2026年（令和8年）3月に策定予定の別添「福山市都市ブランド戦略（案）」に基づき、ターゲット層に対して影響力を持つ複数のインフルエンサーを活用した情報発信を行うものである。

別添「福山市都市ブランド戦略（案）」のコンセプトである「まちまるごとローズガーデン」を踏まえ、単なる観光スポットの紹介にとどまらず、視聴者がばらのまちでの滞在を体験できるような動画コンテンツ等を作成・発信することで、ターゲットの本市に対する認知度の向上や共感（来訪意欲）の醸成を目的とする。

3 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）3月31日まで

ただし、当該業務に係る「令和8年度福山市当初予算」が議決されない場合は、契約は行わないものとする。

4 履行場所

受注者の所在地及び受注者が指定する場所

5 本業務のターゲット層

本業務における情報発信のターゲット層は次のとおりとする。

- (1) 20代・30代の市外女性
- (2) SNS（特にInstagram、YouTubeなど）でお出かけ先等の情報収集を行う層

6 業務内容

本業務における業務内容は次のとおりとする。

(1) 戦略立案

ア 投稿閲覧後のターゲットの行動変容（カスタマージャーニー）を想定し、本市の公式メディア（市公式SNS、観光関連サイト等）や関連施策との連携・導線を設計するなど、本業務の目的達成に向けた全体戦略を立案すること。

イ 再生回数やリーチ数等の認知指標に加え、本市の公式メディア（市公式SNS、観光関連サイト等）への送客数や、サイト内での特定アクション（関連ページの閲覧等）といった「行動変容（来訪意欲）」を測る具体的な指標（KPI）を設定すること

と。また、その計測のため、URL パラメータの付与等、発注者のアクセス解析環境と連携した客観的な効果検証手法を設計すること。

(2) インフルエンサーの選定

インフルエンサーの選定に当たっては、次の条件を満たすこと。

ア 日本を活動拠点とし、本業務のターゲット層に強い影響力を有する3名以上のインフルエンサーを選定すること。なお、複数人で構成されるグループ等を起用する場合は、当該グループ等を1名として扱うものとする。

イ Instagram や YouTube 等を中心に活動し、本業務が想定するターゲット層に対し、高いエンゲージメント（共感・反応率）と影響力を持つこと。

ウ 普段のライフスタイルや世界観が別添「福山市都市ブランド戦略（案）」のコンセプトと合致し、本業務の目的を理解した上で発信できること。

エ 本業務の目的を踏まえ、本市の魅力をターゲット層の感性に響くストーリーや世界観として発信・表現ができること。

オ 企画変更等に柔軟に対応し、本業務のステークホルダーと協議を行いながら円滑にコンテンツ制作ができるコミュニケーションスキルを持つこと。

(3) インフルエンサーによる動画制作・発信

ア 発信内容

単なる施設紹介ではなく、移動・滞在・食事・体験を含めた「一連のストーリー」として、視聴者が本市での過ごし方を追体験できる構成とすること。

イ 撮影・発信時期

季節ごとの魅力を最大化するため、次の3つのフェーズを含めた投稿スケジュールを構成すること。

(ア) 春ばら期（5月）

「ばら祭」を含む春のばらが咲き誇る時期の滞在体験を届ける。

(イ) 秋ばら期（10月～11月）

香りの強い秋ばらや、秋の行楽シーズンに合わせた落ち着いた滞在体験を届ける。

(ウ) 通年 PR

季節を問わず楽しめる「まちまるごとローズガーデン」としての魅力（カフェ、景観、食など）を届ける。

ウ 取材調整

取材するスポットや日時については、インフルエンサーの特性や意向を踏まえ、発注者と協議の上で決定すること。

また、訪問先等への撮影及び投稿許諾は受託者又はインフルエンサーが随時行うこと。

エ 投稿本数

3つのフェーズを通じ、本業務内において年間10本以上は投稿すること。

オ 投稿媒体

インフルエンサーのSNSアカウントとし、本業務内容を踏まえ、最も効果的なソーシャルメディアにて投稿すること。

インフルエンサーがSNSアカウントを複数所有する場合は、可能な限り複数のSNSアカウントにて投稿を行うこと。

(4) 市公式用動画コンテンツの制作

ア インフルエンサー自身のSNS投稿用動画とは別に、市が公式HP、SNS等で活用するため、別添「福山市都市ブランド戦略(案)」のコンセプトである「まちまるごとローズガーデン」を表現した高品質なプロモーション動画を制作すること。

なお、本動画には、原則として上記(2)で選定したインフルエンサー本人をモデルとして起用し、当該インフルエンサーが本市の魅力を体験している様子を映像化すること。

イ 制作体制(撮影クルーの帯同、インフルエンサーからの高画質素材提供・編集など)については、委託金額の範囲内で、動画の品質を最も効果的に担保できる方法を提案すること。

(5) 業務体制・進行管理

ア 本業務の実施にあつては、発注者と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る本市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

イ 定期的に進捗会議を開催し、業務についての進捗報告を随時行うこと。

また、進捗会議の頻度や実施時期等の詳細は発注者と協議の上決定すること。

ウ ばらの開花時期は天候に左右されるため、市及びインフルエンサーと密に連携し、柔軟かつ迅速な撮影スケジュール調整を行うこと。

特に、日程変更が困難なイベント撮影等においては、事前に策定したリスク管理計画に基づき、天候にかかわらず本業務の目的を達成できるよう努めること。

エ 投稿ごとにインサイトデータを検証・分析し、レポートを提出するとともに、目標達成に向けて今後のプロモート(投稿内容の改善など)を行うこと。

オ 選定したインフルエンサーの病気等による招聘不可、又は不適切な言動や不祥事等により本市のイメージを損なうおそれがある事態(SNS等でのいわゆる炎上を含む。)が生じた場合に備え、あらかじめリスク管理を構築しておくこと。

カ 万が一前号の事態が発生した場合又はそのおそれがある場合は、速やかに発注者に報告・協議するとともに、受託者の責任と負担において、同等以上の影響力及び親和性を有する代替インフルエンサーの手配、該当コンテンツの公開停止や削除等、本業務の目的を達成するための適切な代替措置を講じること。

キ 本業務の実施に当たっては、地域経済への波及効果の創出や、本市におけるプロモーションノウハウの蓄積を図るため、市内事業者と積極的に連携した実施体制を

構築することが望ましい。

7 業務スケジュール

本業務の円滑な遂行を図るため、以下のスケジュールを目安に実施すること。

なお、詳細な日程については、契約締結後に発注者と協議の上、決定すること。

業務内容	期日
戦略策定	契約締結後から4月下旬まで
インフルエンサーによる動画制作・発信	令和8年5月～令和9年2月頃まで随時
投稿ごとのインサイトデータ検証・分析、レポート提出	投稿してから一定期間経過後、随時
市公式用動画コンテンツの制作	インフルエンサー撮影に合わせて随時

8 成果物の提出

本業務終了後、実施報告書及び当該業務により情報発信された内容を確認できる資料を発注者に提出し、確認を受けること。

ただし、7 業務スケジュール上の成果物については、制作完了後速やかに発注者へ提供すること。

(1) 提出物

ア 戦略策定内容報告書（カスタマージャーニーや本市の公式メディア（市公式 SNS、観光関連サイト等）や関連施策との連携・導線など、本業務の目的達成に向けた全体戦略）

イ 業務完了報告書

ウ SNS 投稿動画データ（投稿用データ及び元データ）

エ 市公式用動画コンテンツデータ

オ 効果測定レポート（投稿ごとの分析及び最終報告書）

カ その他、業務の過程で制作した動画・写真素材一式

(2) 提出期限

2027年（令和9年）3月31日

(3) 提出先

福山市市長公室情報発信課

9 留意事項

(1) 本業務に係る一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。これには、インフルエンサーが体験するサービスや飲食費、宿泊料、交通費等のコンテンツ作成に必要な費用等も含まれる。

- (2) 本業務のために受託者が制作した成果物（市公式用動画コンテンツ、報告書、未編集の素材データ等）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者に無償で譲渡するものとする。
- (3) インフルエンサーが自身の SNS アカウントに投稿した動画等については、発注者が広報媒体（HP、SNS、紙媒体等）において、可能な限り期間の定めなく無償で二次利用（リンク、埋め込み、転載、編集等）できるよう、必要な権利処理を行うこと。
- (4) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、目的外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
- (5) 業務の全部を一括して第三者に委託することは認めない。一部を委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
- (6) 撮影及び投稿に関し、第三者との権利侵害等のトラブルが生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (7) 契約後に、提案したインフルエンサーが招聘不可となった場合、契約内容の見直し（代替案の提示等）を行う場合がある。また、受託者の企画案は、発注者と受託者との協議により調整できるものとする。
- (8) 契約期間終了後も本業務において投稿された動画について、当該インフルエンサーのアカウントにて可能な限り長期間公開できるよう必要な措置を行うこと。
- (9) 受託者の故意又は過失（選定したインフルエンサーの不適切な言動等を含む。）により発注者（本市）に損害を与えた場合は、発注者は受託者に対して損害賠償を請求できるものとする。